

ほ百十二万町歩程度に増大をしていく、そういう計画をもちまして施策を進めてまいりたい。その中で、肉用牛及び酪農という草食性動物の給与は、理想的な給与水準に達するようにつとめたいというふうな考えておるわけでございます。これを肉用牛には幾ら、乳牛には幾らというふうに、さう然と区別することは技術的にも問題がありまして、それほど区別することはできないのでございますが、五十年程度における肉用牛の飼養頭数を二百五十万頭程度にまで回復するように増産をいたしたいという前提を持っており、また、乳牛については、約二百九十万頭程度の飼育頭数に達するようにいたしたい、こういう前提で、給与の基準から見まして理想的な形まで持っていきたいという考え方を持っておるわけでございます。

○有馬委員 たとは、近代化資金助成法の二条の第三項では、その対象として畜舎その他について入っておるわけでありましたが、私は、いま述べられました計画、たとえば、四十六年ごろには御指摘のありました退潮期から回復期に向かう、その間にどういう形の飼育をさせるのか、そこら辺について、いまだ具体的なプログラムといたしまして、それをお聞かせ願いたいと思うのです。目標としてはわかるわけですが、しかし、はたしてそれが可能であるかどうかということになると、多大の疑問を持たざるを得ないわけですね。

いま一つは、これは現在まで乳牛に力を入れてこられた点についてはわかるのですけれども、乳牛に力を入れるからといって、肉食牛について見通しが立つてなかつたはずはないのでありまして、そういう点の、一方をすれば一方が手落ちになるというふうな畜産行政のあり方というものは、おかしいのではないかと私は思うのです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう点についてお聞かせ願いたい。といいますのは、いま山中君からやじが入りましたけれども、しろうとの山中君が畜産組合長にならなければならぬほど、日本の畜産行政というものはどうかしておるのでありまして、そういう意味で、やはり農林省の一つの計画に基づ

く指導というものがなければならぬか——きのうも豚のことを申し上げましたけれども、なかなかついてこないのじゃないか、このような感じがいたしますので、ひとつお聞かせ願いたいと思います。山中君は、いまはしろうとになっておるかも知れませんが、これは失言を取り消しておきませんが、そういう意味でひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○樫垣政府委員 後半の部分からまずお答えをいたします。肉用牛対策というものが酪農の振興に比べておくれておつたのではないかといいことですが、その点は率直に私も認めざるを得ないと思ひます。なぜ認めなければ、陳弁をいたしませんと長くなりますが、少なくとも、肉牛の生産の構造の変化、需給関係の変動という中で、肉牛につきましても、酪農と異なりまして、生産なり飼育なりあるいは食肉の流通なりという関係が、経済的な一つの関連を持って動いておるというふうな関係がしばしばなかつたわけでございます。そういう肉牛ないし食肉の需給の構造、生産の構造というものが、新しい方向と認められるに足るだけの一つの機運の醸成がなされていらないという段階では、確かに、農林省も肉牛対策に手を出すこと、あるいはそれについての見直しをつけることに非常にちゅうちょをいたした時期があつたわけでございます。そういうことから、肉牛対策についてその発足がおくれたということは、私は認めざるを得ないと思ひます。

それで、今後の問題でございますが、目標としては理解ができるが、その実現手段いかにいふこととございまして、まず、現段階で肉牛の振興に手をつけるべきことは、肉牛の生産、つまり、子牛の生産といふものをふやすという以外には手がないうわけでございます。子牛の生産をふやすとするためには、子供を産む雌牛を確保する、その層を確保するというところから始めなければいけない、そういう考え方で、私も当面の肉牛対策の重点を繁殖育成部門に置いておるわけ

でございます。肉牛の生産なり肥育の過程を通じて、従来最も経済的に採算の悪かつたものは子牛の生産の段階でございます。ただ、最近におきまして、肉の価格の上昇は肥育牛の価格に反映をされるようになり、肥育牛の価格の上昇は子牛の価格の上昇に反映をされるようになり、いわば、そこで新しい肉牛の生産の構造の方向が出たように見受けられるわけでございます。ともかく、そういう段階でございまして、私は、子牛の生産について、ある程度公的な機関が社会的なつながりを持ってそれに刺激を与えていくということがまず第一であるということ、四十一年度の繁殖センターの設置の問題なり、あるいは繁殖牛の農協による共同導入の際の利子補給の助成というふうなことを考えたわけでございます。

今後の農業の種々の条件の中で、新しい肉牛経営の形というものを考えますと、それぞれその地域における条件によって変化があるわけでございますけれども、私どもの考えとしては、急速にそういう形をつくることは困難にいたしました。繁殖地域については、おおむね繁殖牛五頭程度の経営をもつて複合的な農業経営の一環として組み立てる、肥育段階では、良質粗飼料の給与の条件がある限りにおいて、十五頭程度の肥育牛を持たせるといふようなことで、今後の肉牛の生産のあり方としては、農家の飼育戸数がふえるということとを期待することなく、はば、農業経営の中で経営部門として相当のウェイトを持った肉牛の生産なり肥育の経営というものを育成をしていくという考え方に立つて指導をしてまいりたい、その思想は、農業近代化資金制度の運用の上でも、また、別に用意をいたしております農林漁業金融公庫における畜産近代化資金というものの運用においても、そういう考え方を持って進めてまいりたいというふうな思ひをしております。

○武藤委員 閣下、いまの農林省の肉牛のことですが、大体二年間はいまの肉の需給関係というものの状況は変わらぬ、こう見ていいでしょうね。というのは、農林省はまことに怠慢であるし、計画がずさんであるし、この問題は失敗をいたしました。なぜなら、豚の場合なら、豚は足らぬといって大騒ぎをして、大体半年たてばほとんど豚は肉になつてくるのです。腹の中に入つてゐる時間は、豚は三・五カ月でしよ。そして、八頭も十頭も豚はできるのです。しかも、六カ月たてばもう肉になる。ところが、牛の場合はそうはいかぬですね。牛の場合はどういふことになりますか。腹の中へ入つてゐる月数から、出て、育つて食えるまでの期間、どういふ認識をしておりますか。

○樫垣政府委員 肉牛の生産の増大をはかるということとはきわめて時間のかかる問題であることは、牛の繁殖生理の観点から見て当然のこととございまして、わが国の牛だけが繁殖能力が低いというわけではございません。大体、種つけするまで育てますために、少なくとも二十四カ月かかる、それで、種つけをして分へんまでに約一年かかる、それが肥育されて、短期肥育をいたしまして、十八カ月ないし二十四カ月かかる、したがって、どんなに早くても、四年ないし五年の後でなければ肉牛の増産ということではできません。これはわが国だけでなく、世界共通の現象でございます。

○武藤委員 そういうことがわかつておりながら、なぜこういう事態になつたかという根本を説明しなければいかぬ。あなたはいままでの答弁では、それを説明しておらぬのですよ。その根本は何かといへば、やはり飼料です。百姓は、えさが高くて、子牛を育ててみても、一年間も飼つて、売つてみると、もうけが一頭で一万二千元か一万三千円にしかならぬのです。これじゃ、牛を真剣に飼おうという百姓はふえませんが、いま農林省の計画では、一軒で十五頭あるいは十二頭、多頭飼育をさせよう、そして、二年半なり三年後には、輸入を減らしても、何とか需要に間に合うようにしたいと考えているらしい。しかし、それは飼料対策を考えなかつたら、これもまた机上のプランで終わりますよ。牛を飼つてみたものの、百姓はもうけがなければまたやめます。いまから三年前

はそういう状態だったので。子牛を飼つても、とてもこれは手回ひまに合わない、こんなのはやめたほうがいい。——いまの状況はどうですか。乳牛をみんな食つてゐるのです。北海道の乳牛の子供を家畜市場は買つてきて、これを売り飛ばして、肉にしてゐる。ところが、酪農の子牛を買つてやつたのでは、えさをたくさん食つて、とてもこれまた合わない。くそを見ればわかるでしょう。黒い牛のくそはこんなに小さい。乳牛のうんこはこんなに大きい。黒牛のほうがいかに消化がいいか、これでわかる。ところが、いま酪農の牛をみんな殺して食つてゐるのですから、このまゝいくと、やがては、農林省は今度は乳牛が足りなくなる懸念になると思う。肉牛を一生懸命増産しようとしてゐる間に、今度は酪農のほうの子牛をみんな殺して食つてゐるのだから、そういうずさんな農林省の計画というのは、全くなつておらぬ。これは、農林省はやはりもつと真剣に飼料のことを考え、農民が幾らの所得になれば、なるほど今日の社会環境で牛を飼うなという最低生産費をもつときちつと出して、農民が投げ出さないような酪農とか、肉牛の対策もやらなければだめです。農林省、そういう根本策を持つておたら、青写真を説明してみてください。

○樞垣政府委員 肉牛が減少いたしてまいりました事情の一端を先ほど申し上げたのでありますが、現象的に見て、子牛の生産頭数を上回る屠殺をして、資源的に食いつぶしてきて、なぜそういうことになつてきたかといへば、肉牛の生産の構造として、従来日本の肉牛というのは、御承知のように、役肉兼用牛として育成をされて、それに肥育の過程を経て、肥育牛として出荷される、いわゆる野あげ牛方式をとつてきたわけでありませう。これが動力耕運機、トラクターの導入によつて、役牛の必要性がなくなつてきたということから、子牛に対する需要が激減をいたしましたわけでございます。したがつて、三十五年から三十八年、三十九年の前半に至りますまで子牛の価格が非常に低迷を続けたわけでございます。これが子牛の生産の

意欲を落とした。一方、国民経済の発展に伴ひます食生活の高度化ということで、肉類全般の需要が伸び、牛肉の需要も伸びてきた。そこで、役用として導入しました農家の飼育牛というものをブルルとして、ここからの供給分だけにたよつて牛肉の供給が続けられてきた。ただ、その間におきましては、三十五年から三十八年の間におきましては、二百二十万頭ないし二百三十万頭という飼養頭数はほぼ横ばいに進んだのでございまして、昭和三十七年の農林省の長期見通しにおきましては、四十六年まではおそろく横ばいに推移するであらうという見通しをしておつた。ところが、その横ばい状態をささえてまいりましたのは、実は外国からの牛肉の輸入、つまり、自由化されました羊肉、それから馬肉というものが肉類の需要の強調に應じて増大をしております、バランスをとつておつたのでございまして、四十年に入りましてから、外国といひましても、豪州、ニュージーランドのおそろく牛肉が輸入限度に達してしまつた。したがつて、輸入増が期待できないという状態になつて、国内の資源食いつぶしが一そう進んだということ減少したわけでございます。

生産のほうに伴ひませぬ事情は、ただいま申し上げましたような生産構造の変化なり、生産構造の変化過程において、牛肉の価格というものと肥育牛の価格関係がつかない、肥育牛の価格の値上がりも子牛の価格の値上りにつながらない、そういう、かつて経験したことのないような非常な変革期にあつたということ、その間に、農林省としても、和牛についての改良基地制度あるいは増殖基地制度をとつて、若干の危機を持ちながら対処をしてまいつたのでありますが、どうも少しあやしくなつてきたということに気づきましたのは、いまから二年ほど前でございませう。その後は、どういふ形があり得るかということを検討を続けてまいつたのでありますが、先ほど申し上げましたように、施策のとり方としてはややおくれて

ているということ、私も認めておるのでございませうが、ともかく、この段階からは本格的に肉牛振興対策をとるべきであるという考え方になつたわけでございます。

えさの問題につきましては、私は、肉牛について、購入飼料依存の肉牛対策は今後もとりたくないて、また、とてもむだである、肉牛は、肥育段階における一時期において濃厚飼料の給与は必要でございませうけれども、元来、その性質からいって草食性のものであり、また、乳牛と違ひまして、飼育過程において他の畜産物をとるということなないわけでございますから、私は、今後野草ないし牧草の類による自給飼料中心の自給対策を進めてまいりたいと思ひます。

○有馬委員 いま武蔵君からも端的に御指摘がありました。樞垣さんに輸入の問題についてお伺ひしたいと思ひます。三十三、三十四年当時九七％あつた自給率が、三十九年度には八九％になつております。少なくとも、畜産行政の方向としては、自給率を高めていくという方向でなければならぬと思ひます。また、国際的に見まして、肉類の輸入については、供給量が非常に少なくなつておりますので、たとえ期待しても期待ほどの輸入ができませんという事情もあらうと思ひますが、肉類については、どこから輸入しておるのか、豪州とニュージーランドだということになるでしようけれども、ただ、アルゼンチンの肉類等について検討される余地はないのかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○樞垣政府委員 最近におきまして食肉の自給率は、お話を九〇％をやや割るという段階に至つております。三十九年度の食肉全体の国内消費量は約八十二万トンでございますが、そのうち約十萬トンを外国から輸入いたしておるのでございませう。おもなる輸入国は、マトンにつきましてはニュージーランド、豪州から入つておるのでございませう。これが約六万七、八千トンという数字になつておまして、そのほかアルゼンチンから馬肉を約二万七、八千トン輸入をいたしてお

るのでございませう。そのほかアメリカから若干とありますが、五、六千トンのブロイラーが輸入をされておまして、計約十萬トンというところでございませう。お話をうかがひますと、肉類については、おおむねどの国におきましても国内自給主義を原則としておるといふことでございまして、牛肉について申し上げますと、世界の年間総生産量は約三千万トン、そのうち、国際的な貿易にのほつておりますものが約百万トンないし百五十万トンでございまして、貿易量は総生産量に対して三％ないし五％程度でございませう。これが、しかも、古い取引関係から、特定の国と特定の国の貿易関係の商品になつておるといふことでございまして、輸入を今後大きく期待することはなかなかむずかしいといふ点は、御意見と全く同感でございませう。アルゼンチンの馬肉の輸入については許可をいたしておるのでございませうが、偶蹄類、つまり牛、豚及び羊につきましては、御承知かと存じますが、あの国には口蹄疫という三千年に近しいような口蹄疫の発生があるわけでございます。これは、わが国にはいまだかつて発生しておりません。きわめて危険な病気でございませうので、家畜衛生の観点から輸入を禁止をいたしておるわけでございます。

ただ、最近牛肉等につきましては、アメリカとアルゼンチンとの間の共同研究で、内容はよくわからないのでございませうが、口蹄疫のウイルスを死滅させるためのキアリングの技術が開発されつたあるといふことでございませうので、国内における家畜衛生の観点からの危険性がなかつたということが実証されれば、その点は今後の研究課題として十分配慮をしていきたいといふふうに思ひます。

○有馬委員 次に、森本さんにお伺ひしたいと思ひますが、いま肉を一例としてあげましたけれども、農産物の輸入が三十九年度十七億九千万ドルにのほつております。全輸入の二二％といふくらいに、非常に率が高くなつておるのでございませうが、農政全般の方向として、この傾向についてど

のように考えておられるのか、基本的な立場からお聞かせをいただきたいと思つてございませう。

○森本政府委員 ちよつと私の所管から全部カバーはし切れませんが、御指摘のように、農産物の輸入は漸増をしております。総輸入額に占める比率もある程度高まっております。こういう状況でございます。それから、国内生産に対する輸入の比率もここ二、三年増加をしております。状況でございます。増加をしております品物は、大体穀類、それから砂糖、大豆というふうなものが主でありまして、立地上といひますか、日本の農業事情からいひまして、ある程度大きな面積で栽培をしなければいかにぬというふうな品物が相当ふえておる。一がいにいひますと、そういう傾向になつております。そういうものにつきますと、たとえば、飼料にいたしまして、将来ある程度輸入に依存するといふようなことになつてくると思ひますが、国内における資源の有効利用あるいは外貨の有効な活用というふうな点からいひますと、国内生産について、概括的でありまふけれども、自給度の向上といひますか、国内生産による食糧の確保といふことに、農政全般として今後相当重点を置いて考えていかなければならぬのぢやないか、こういうふうに思ひます。

○有馬委員 次に、和田さんにお伺ひいたしますが、農業構造改善事業が始まりまして、年間三百市町村くらいでやつてきておりますが、その消化率といひますか、計画と実際とはどのようになつてきておるか、ここ三年くらいの経緯をお聞かせいただいて、それから、指定されました地域でも指定といふことは当てはまるかどうかはわかりませんが、なかなか着手できないところがあるのです。その最大の理由はどこにあるのか、これが一つ、それから一つは、土地改良等をやりまして、そのやつたがために、二、三年は当初考へていたものの生産ができない、植へつけがでないという状態のところも相当あるように見受けられるのです。こういう点について、農林省としてはどのような対策を講ぜられておるか、

あわせてお聞かせをいただきたいと思つております。

○和田(正)政府委員 最初に、構造改善事業の最近までの実施の経過でございますが、御承知のように、三十七年に始まりまして、全国におおむね三千百の市町村について実施をすることにいたしました。計画段階で申しますと、四十一年度の予定も含めまして、大体計画を終わりますものが七割弱、それから事業の実施をいたしますものについては、それより一年以上おくれで事業に着手いたすわけでございますが、四十一年度には四百八十地区の着手を予定しております。それを合せて約五割弱という進行の状況でございます。

それから、計画を立ててから実施までの間にいろいろな事情で着手のできない地区があるのではないかと、その原因は何かとお尋ねでございます。昨秋にパイロット地区と、三十七年及び三十八年に事業を実施をいたしました地区の悉皆調査をいたしましたのであります。その結果によりますと、現地で事業実施上一番困難だと考へておりますことは、権利関係の調整という問題でございます。つまり、圃場整備をいたしたりいたします場合に、それがいろいろ所有権の問題とかからみまして、そのために農民の納得が得られないということが最大の原因だといふふうに、調査では出ております。また、現実にそういうことでありうかと私どもは考へております。それから、圃場整備等の事業の結果、作付ができないような地区があるといふようなお話でございますが、その調査では、必ずしもそういう形は出ておらないようでございます。いま少しけれども、ただ、一部の地区で圃場整備等をいたしまして、その高低をならすといふようなことをいたしますと、土が入れかわりました結果、反収が減るというふうな事実は幾つか指摘がございませう。それらにつきましては、今後土壌改良の対策等を並行して進めまして、反収の落ちないようなことを考へていきたいといふふうに思つておる次第でございます。

○有馬委員 その権利関係の調整ができないといふ最大の原因は、やはり私は地元負担の問題だと

思つております。本年度特に地方財政が窮乏なおりから、なかなか困難な面があるかと思ひます。これは根本的に圃場の補助率といふものを再検討すべきではないかと。少なくとも、構造改善事業を推し進めていくことは、いまの日本の農政の一つの焦点であります。しかし、御指摘のような隘路があるとするれば、その隘路を打開するために、私は、補助率の再改定等のくふうがあつてしかるべきだと思つておりますが、この点について、和田さんと、それから政務次官藤井さんのほうから御答弁をいただきたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 構造改善事業におきます補助率は、御承知のように、五割ということにきめてございませう。個々の関係農家がそれを負担するのがつらいと考へるかどうかといふことは、いろいろ個人の所得の差とか、個人の感覚とか、違ひはあろうと思つておりますが、現在、その五割のほかに地方交付税交付金で二割をかさ上げをすること、毎年の地方財政計画の中に組み入れてもらつておりますので、実際には補助率は七割といふことであります。そのほかに、残りの三割部分については、構造改善事業推進資金というふうな形で公庫から低利の融資もいたしておりますので、この事業を始めまして最初に比べますれば、相当な負担とか地方負担等も増加をいたしまして、あまり地元の負担にはならないような方向で改善をしてきておるわけでございます。

権利関係の調整は、補助率が低いことに原因があるのではないかとのお話でございますが、私は、必ずしもそういうことではなくて、やはり自分の持つておる土地が、場所が変わつたり、形が変わつたり、いろいろそういうことのほうがむしろ問題なのではないかといふふうに思つております。

○藤井(勝)政府委員 実は、構造改善事業の円滑な推進に障害になつてゐる一つの問題点は、補助率の問題——もちろん多いほどいいといふこともありまふけれども、それより、やはり土地の所有権の問題、土地に対する私有権絶対の考へ方

が、もう一歩時代に即応して検討されるべきではないか。やはり、土地を個人に持たすといふことは、それによつて、土地の持つてゐる潜在的な生産力を引き出すといふ意味において私有を認めておるわけですね。しかし、農民の土地に対する気持ちといふものは、特別な愛着といひますか、そういう点がございませうので、なかなか現実論は簡単にはまいりませんけれども、やはり、将来、土地は国土であるといふ考へ方に徹して、憲法に許される範囲において、土地に対する権利関係を、もう少し構造改善が前進するように検討をすべきではないか。それが問題解決の一つのネックになつておるといふふうに私も考へるのでございませう。

○有馬委員 和田さん、私、きのうからわずかな時間でお伺ひしております点は、お聞きのとおり、近代化資金といふことで銘打たれておりますけれども、その近代化の方向といふものが、ぼくらにははっきりわからないわけですね。たとえば、畜産一つ取り上げてみましても、どのような方向で近代化していこうとするのか、園芸にしてもそうです。ですから、ただ単に概念的なことで問題を処理するのぢやなくて、やはり一つの青写真をつくりまして、その中でどのような形態で推し進めていくのかといふことを明らかにしていただくことが、この近代化資金のワケ七百億を一千億にも二千億にもしなければならぬといふ一つの気運をつくることになるのぢやなからうかと私は思ひます。そういう意味で、ひとつ機会を改めて、私は、そういう意味でのグリーンレポートの裏づけといひますか、そういうものをぜひ出していただくように特に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○三池委員長 次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐藤観次郎君。

が使わなかったものが、今日では全国民が使つておる、それだけ非常に社会化されただけに、網の目のごとくに組み合わさった金融機構というものは、どこか一つ傷がつきますと、連鎖反応をもつて非常に社会的な信用不安が起る。これではいけませんので、私もとして、資産の健全化でございませうか、その経営の合理化というものを常に眼を凝まして、そして極力この金融機関というものが経営の破綻を起さないように、実は日夜つとめておるわけでございませう。しかしながら、一方においては、経営のしづりが非常に放漫であるとか、あるいは資産内容の悪いものにつきましても、これは世間では表には出せませんけれども、私も検査監督を通じてその傷をなおし、そしてその内容の健全化を進めるといふ指導を実はやつております。その点で、一般の企業はいろいろ倒産があるが、金融機関は倒産がないのはどうだというお話でございませう、いまのような金融機関の特殊な役割、使命から申しまして、私どもは今後ともそういう破綻を来さないように十分注意を怠りません、こういう考えでおります。

○佐藤(観)委員 福田大蔵大臣が来られましたので、一点だけ伺いたいと思つたのです。先ほど佐竹銀行局長にちよつとお伺ひしたのですが、アメリカとか西ドイツでは金利が非常に上がつていく傾向がある、ところが、日本は金利を下げようとしておる傾向にあるのです。これは世界の趨勢として、どういふ見地から今後この金利政策をやつていかれるのか、これは日銀との問題もありませう、大臣としてはどんなお考えなのか、そういう点をお伺ひしたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 アメリカを中心としまして、世界景気は大体好況が持続されておる。ことにアメリカでは、ベトナムの問題があるものですが、景気は他の国よりも非常に高い水準で動いておるようでありまして、たとえば、就業の状況なんか見ても、失業率というものが、これは見通しとしては三%台までにならう、これはアメリカとしてはいままでも全く経験したことのないような状態だと聞いております。しかも、ベトナムに若い人が徴発されていくというようなことから、若年の労働者が不足する、その補給源をどこに求めるかというやうなことがなかなかの問題でございませう、そういうやうなことを考えてみましますと、アメリカの景気というものは、これは今後非常に注目をするという点かと思つたのです。そういう状況を受けて、金利の関係なんかも、これはあるいはなお高くなる可能性なしとしない、こういうふうな見方をして注意をしておかなければならぬんじゃないかというふうな思ひわけでありませう。そういうやうなことであります、アメリカの金利と日本の金利との開きの関係から円シフトが起るんじゃないか——ユーザンスの関係ですね、よくそういうやうなこともいわれますが、今日までの状態におきましてはさしたる影響はないのであります。しかし、今後アメリカあたりの景気の動きがどうなるかというのを考えますときに、多少の影響がなしとはいへないといふことを考へておかなければならぬ。そういうことを考へておきながら、日本の国際収支政策全体を調子をとつていかなければならぬ、こういうふうな考へておられますが、いまのところさしたる影響はない、依然として日本の低金利政策を遂行していくのにはさかたも支障のある状態ではないのであります。

○佐藤(観)委員 もう一点大蔵大臣にお伺ひするのですが、昭和四十一年度に発行された公債の利子、また今年四十一年度に発行される公債の問題と金利の問題について、おそろしく相当な苦心をされたと思つたのですが、世界の金利水準の情勢とにらみ合せて、いまの日本の公債の利子についての変更とか、そういうものについての心配はないものかどうか、これはいろいろ将来も予測されてやられたと思つたのですが、この一点を大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 公債の利回りは、これはいま問題になっておりますのは、外債にございませんで、これは国内債でありますから、国内の金利体系の中で定められる。したがしまして、直接海外の金利の動きが日本の公債に響いてくるというやうなことはないと考へております。したがしまして、いま四十一年度の公債を六分五厘の表面価値で売り出しておる。この公債の条件を四十一年度において基本的に変えるというやうな状況は予想しておりません。

○佐藤(観)委員 同僚の藤田委員からもあとでいろいろ質問があると思ひますので、平田総裁に二、三点ちよつとお伺ひしたいと思ひます。御承知のように、今度四倍にするというところで法律が出ておりますが、開発銀行の融資対象とされておつた電力と海運、石炭、鉄鋼というものは、あなたの方の融資の中のどれくらいを占めておるのか、その点を、大まかなことでけっこうでありますから、伺いたいと思ひます。

○平田(明)説明員 御承知のとおり、開発銀行ができましたときから数年の間は、電力、鉄鋼、石炭、海運というこの四業種を重点産業といたしまして、重点的に融資するという方針でありまして、大体その当時は毎年の融資額の十割から九割くらいはこの四業種に集中されておつたわけでございませう。ところが、その後、御承知のとおり、だいたい業務の内容、融資の対象が多角的になりまして、最近の数年間、二、三年では四業種が大体五〇%くらい、ただし、昨年来海運が御存じのとおり特殊な事情によりまして少しふえましたので、大体五割から六割の間というものが大体の状況になっておる次第でございませう。

○佐藤(観)委員 最近また融資のワケを広げられて、機械工業、化学工業等の産業開発のいろいろな事業に融資をされておるようですが、この比率は、いまの四大産業のほか、どれくらいのものになつておるのか、また、いつごろからこういうワケが広げられたかというのをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○平田(明)説明員 開銀の融資の対象は、ここ数年來現に相当な変更がございませうが、機械工業に對しましては、数年前から実は法律がございまして、若干の安い金利を適用しまして推進いたしておるわけでございます。昨年は機械工業は投資がやや低調でございまして、若干予定ほどにいかんかつた状況になつております。来年もワケを少し縮めまして、この融資は續けていく考えでございませう。それから、その次は国際銀光でございませうが、これも三、四年前からだいたいふえたのでございませうが、一昨年をピークといたしましてその後漸減いたしておりました、これも減るものと思ひます。他面、逆にふえる面がございませうが、一つは、地域開発、地方開発の融資でございませう。これは大体融資のワケで一割五分から二割程度年々増加いたしまして、四十一年度におきましては、全体といたしまして三百八十五億の資金のワケを予定いたしまして、この方面の融資は活発化することにしたしております。なおそのほか、四十一年度としましては、御承知のように、流通機構の近代化と申しますか、それがおくれおる。いままで開発銀行はそのやうな面には、主として倉庫等には融資いたしておりましたが、来年あたりからボラントリーチェーンとか、卸機構の合理化とかいふやうなことに關連しまして、新しく融資を始めるということになつております。

○佐藤(観)委員 今度の法案の改正の主眼の一つになつておる監事制度の改革のことについて、どういふわけでございますか、必要になつてきたか、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○平田(明)説明員 実は、開発銀行には監事が二人おりますが、従来とも、開発銀行におきましては、監事さんいろいろな方面で當然の職務を遂行をしていただいておりますのでございまして、一つは、

決算書を作成しまして、それを確定前に監事の監査を受けております。それから、地方の現場に出るわけでございまして、地方の業務の監査をやっていたらございまして、それからさらに、個々の案件につきましても、重要なものにつきましても、これは事後点検でございまして、全部監事に目を通していたらございまして、この従来の実情でございまして、今回は、他の公団とか公庫等の法令の改正になりまして、監事は、直接大蔵大臣とかあるいは総裁に意見を別途報告すると申しますか、言うことができるといったようなことにつきまして規定を明らかにしまして、監事の権限の強化及び職務の遂行の完遂をはかっていたらございまして、趣旨でございまして、ほかの公庫、公団の例に準じて改正していただこうということでございます。

○佐藤(観)委員 詳しいことは同僚の藤田議員からいろいろ質問があると思しますので、私の質問はこれで終わります。

○小林委員 議事進行で発言します。

このためにここで不規則発言をしているのですが、政府側の答弁がほとんど聞かれないのだ。だから、委員長の責任において、マイクをつけるならマイクをつける、あるいは政府側の説明に、もっと大きな声を出すなら出すようにという的確な指示をしてください。さもなければ、議員席を空けて、もっと前へ出すなら前へ出すようにする。対人関係で、一対一でやるなら、何も委員会を開く必要はない。これは大臣室へ行つてやるなり、政府委員室へ行つて話を聞けばいいのであって、やはり委員会を開いて会議方式でやる以上は、この会議に列席する者が全部聞かざるやうな、そういう配慮を委員長がしなくちゃいけません。同時に、何回も言いますけれども、国会法のたてまえは、委員会の人員の過半数がなければ委員会を成立しないたてまえなんだ。何です、この惨状は。こういうようなことは、委員長は委員会の主宰者として、よく状況を調べてやらなくちゃいけません。代理の席へすわったばかりにしかられて、

ちよつと気の毒だけれども、やはり委員長席につき以上は、代理であらうとも、委員長の任務はつきりばに遂行しなければならぬ責任があるわけですから、どうぞさっさと私の言うように配慮してください。人員の問題もわかりです。

○金子(一)委員長代理 小林君の発言、了承しました。政府側の発言をよく議員席に徹底するようにお願いをします。

藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私、実は、いま質疑に入る前に、小林先輩の言われたことを意見として出そうと思つていたわけです。私なんか特に一番うしろの端におりますので、この間からも、やじりたくないやじを入れておるわけです。委員長はじつとすわつておるのじゃなしに、ぜひそういう点についての配慮をしてもらいたい。それと、小林委員の意見を了承したと言つたのですが、こういうふうな、定足数の点で成立していないのですが、これで了承したことになるのかどうか、これをひとつ。

○金子(一)委員長代理 ちよつと速記をとめて。

○金子(一)委員長代理 速記を始めて。

藤田君。

○藤田(高)委員 私は、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について、事務的な問題を含めまして、以下、質問をいたしたいと思つています。まず、簡単なことですが、今回の法改正の中心点は何かということについて、お尋ねをいたしたいと思つています。

○佐竹政府委員 これは、御承知のように、日本開発銀行法におきまして、借入れ金並びに債券発行の限度額を法律をもって制限をいたしております。と同時に、貸し出し並びに債務保証を行ないます限度、すなわち、信用供与の限度額というもの、この法律の結果自動的に制限を受けているわけでございます。最近におきます開発銀行の業務量の増大に伴ひまして、現行の制限規定のもの

とでは円滑な業務の運営を期したい、よつて、その限度の拡張をお願いする必要があるためでございます。

○藤田(高)委員 今回の改正に類するよう改正は過去何回ぐらい行なわれたか、その経過をどう簡単に説明してください。

○佐竹政府委員 まず最初の改正は二十七年でございまして、その以前におきましては、発足当初、借入れ並びに債券発行ができないことになつておりまして、それを、新たに借入れ並びに債券の発行を行なうことができるということにいたしました。それは自己資本と同額、これが第一回でございまして、次は、三十三年四月の改正におきまして、この限度を自己資本の二倍に引き上げました。第三回は三十五年十二月改正でございまして、この際、例の外債発行の規定も加えられることになりました。そこでこの限度の改正がございまして、さらに、三十八年三月、ここで自己資本の三倍に改められました。したがしまして、都合四回の改正が行なわれたわけでございます。

○藤田(高)委員 続いて、日本開発銀行の基本的な性格といふことが、産業金融界における開発銀行の位置づけといふたようなものについての考え方をひとつ聞かしてもらいたいと思つています。

○佐竹政府委員 これは、開発銀行法の目的に定められておりますとおり、日本の経済の再建、産業の開発といふことのために必要とする長期の設備資金等の供給をはかる、同時に、市中の金融機関の補完をいたす、あくまで産業の開発、経済の再建といふことを中心といたしまして、市中金融によりがたいものについてこれを補完する、こういうことがたてまえてございまして。

○藤田(高)委員 いま少しく、ごく事務的に近いことをお尋ねして恐縮ですが、開銀のここ数年の年度別、業種別の融資、貸し付け額、これは単年度の融資ワークと累計額を教えてください。これが一つ、第二は、一企業当たり十億円程度以上の融資をしてある企業と融資額を教えてください。第三は、特に第二に関連をするわけですが、

その融資をした業種の中で、自動車と、国際観光の部類に入らうと思つていますが、ホテルについての融資状況、これをやや具体的に説明をお願いしたい。それと、事務的なことだけ先にお尋ねしておきますが、第四点は、金利についてです。金利については、基準金利は幾らで、特別金利は幾ら、そして平均金利は現在どれくらいになっておるか。全体的に見て、基準金利と特別金利の割合は最近どういう状態になっておるか。次に、金利問題に関連するわけですが、業種別にはこの金利をどのよう適用しておるか。いわゆる特別金利の適用については、どういう業種に対して特別金利を適用しておるか。そして、その特別金利を適用する場合の貸し付け条件というが、基準は何によつてきめておるか。その判断の基準はどこに依拠しておるか。こういうことについて、ひとつ聞かしてもらいたい。

○佐竹政府委員 まず最初の、最近における融資対象別と申しますか、業種別融資の年々の額を申し上げます。これは三十七年度ごろからよろしゅうございましょうか。

○藤田(高)委員 三十五年、三十六年はあとで待つてから……。

○佐竹政府委員 それじゃまず三十七年度、これは総額で千二百三十三億円の融資が行なわれております。その内訳は、電力二百九十七億円、海運二百十四億円、それから地域開発というののございまして、これは一括いたしまして百九十二億円、石炭百二十五億円、それから保安が百四十一億円でございます。それから特定機械というののございまして、これが八十一億円、そのほか国際観光三十億円、あといろいろこまかいものがございますが、おもなところを申し上げますとそういうこととでございます。

いまの項目に就いて三十八年度に参ります。三十八年度実績千二百十四億円、電力二百五十一億円、海運二百七十六億円、地域開発二百四十二億円、石炭百七十七億円、保安二十億円、特定機械八十億円、国際観光六十二億円、以上でございます。

次に三十九年度に参りまして、総額千四百五十一億円でございす。電力百八十五億、海運四百五十八億、地域開発二百八十四億、石炭百九億、硫安四十三億、特定機械七十七億、国際観光四十八億、これが三十九年度の実績でございす。

次に四十年、これは見込みで申します。総額二千四百九億、電力百七十九億、海運八百九十三億、地域開発三百四十億、石炭百四十億、硫安二十億、特定機械八十億、国際観光三十億、これが四十年の見込みでございす。

さらに、四十一年度の計画で申します。総額二千八十億、電力二百二億、海運七百七十三億、地域開発三百八十五億、石炭百十億、硫安十億、特定機械四十億、国際観光十五億、以上のとおりでございす。

そこで、第二のお尋ねは、その融資の残高がどうなっておるかということでございます。残高で見ますと、これが最近時点におきまして、昭和四十年十二月末の残高で申し上げます。総額九千二百七十三億、億以下はちょっと申しません。電力三千三百十八億、海運二千八百十二億、石炭六百五十五億、硫安二百二十二億、特定機械二百四十九億、国際観光二百十三億、地域開発九百十三億、以上のとおりでございす。

次にお尋ねのございましたのは、一件十億円をこえる貸し付けの額はどうかということでございますが、これは後ほど資料で差し上げます。それから、次が金利でございます。金利につきましては、これは開発銀行法の規定に従いましてその金利決定の基準が示されております。これは開発銀行の損益を償うということが一つ、それから市中の金利水準の動向を勘案するといふ二点を定めておられますが、これが、従来は年八分七厘でございました。それが本年の一月一日以降八分四厘に引き下げられて、今日実行されております。それがいわゆる基準金利でございます。そのほか特別金利というものがございす。おもなものを申し上げますと、電力につきまして六分五厘、海運関係で、ことに外航船舶でございす。この建造資金の分はまた六分五厘、そのほか電子工業関係で六分五厘、石炭六分五厘、硫安六分五厘といったような六分五厘の系統がまず一つございまして、そのほか七分五厘という系統のものがございす。七分五厘の系統は、特定機械の場合でございす。あるいは重機械のいわゆる延べ払いの場合でございす。あるいはまた、あるいは離島航路の場合といふものに適用されておるわけでございす。

そこで、総貸し出しに占めるいわゆるこういう特利の部分と基準金利貸し出しの部分の割合はどうかということかと思ひます。最近の時点において見ますと、基準金利の適用されておりますものは約二二%でございす。したがって、残りの七八%が特利適用ということでございます。そこで、その特利がいかなる基準に基づいて適用されるかということでございますが、この点は、電力につきまして、電力事業の重要性、ことに電力料金との関係、公益事業であるといったようなことから、電力に向けての分は一律六分五厘ということに昭和二十九年以来定められてきております。ただし、その場合にも、ただ何でもというわけにはまいりません。同じ電力会社が行ないますところの発電その他の設備のうち、一定のものを限りまして、いわゆる開銀の融資対象設備といふものを定めて、それに対して適用をしております。その次に海運でございす。海運につきましても、御承知のように、これはいわゆる計画造船といふものに乘るもの、これを対象といたしまして適用をいたすということでございます。さらに、電子工業あるいは特定機械等につきましては、御承知のように、機械工業振興臨時措置法もしくは電子工業振興臨時措置法といったような、それぞれ振興のための法律がございまして、その法律に基づいて定められた種類の機械、その整備に必要とする融資というのに限られておる。それから、かようなことになっております。

申し落としましたが、産業公害につきましても特利が出ておりますが、これもやはり産業公害の防止のための措置という中で、特にまた対象事業を限定をいたしまして、その限定された事業に乘ってくる部分についてこれを見る、つまり、設備の種類、事業の種類によって限定をいたしております。

おおむね以上のような状況でございますが、よろしゅうございす。

○藤田(高)委員 大体わかりましたが、なお、金利の関係で、石油精製とか石油化学、それから自動車ですね。それから国際観光の中でホテル、こういったものに対してはどの程度の特利扱いをしておるかということ、それと、特利で融資をする場合の判断の基準はどこによるのか、何によつてきめるのか、この点をひとつ聞かしてもらいたい。

○佐竹政府委員 自動車につきましては、実は融資をまだいたしてございせん。そういう体制金融と称して、自動車向け融資のワケを設けたいといふことが昭和三十八年度にございまして、その際に設けました。しかしながら、今日までその適格要件を備えたものが出てまいりません。したがって、開発銀行におきましては、今日まで自動車に対する体制金融は実施を見ておりません。同時に、その金利は、別して特利を適用する考えはございせん。かりに行なうといたしまして、通常の八分四厘の基準金利ということ、きわめて明確に定まっておるわけでございす。それから、ホテルにつきましても、国際観光といふことで、運輸省の一つの基準がございす。その基準に合致したものであつて、運輸省の推薦するものの中から、開発銀行がコマースベースに乗るかどうかという金融上の判断をいたして貸すわけでございす。これについては特利適用はございせん。通常の八分四厘の基準金利でございす。あとは石油でございす。石油につきましては、これは御承知のように、昨年度からいわゆる民族資本の育成ということから、共同石油という会

社の設立を見たわけでございす。共同石油の行なうところの必要な設備に對しまして、開発銀行が融資をいたすということでございますが、昨年度は、昨年度と申しますか、四十年から始まりましたが、四十年中の特利の適用はございせん。ただ、四十一年度におきまして新たに特利を設けようということになりまして、これは明年度以降六分五厘適用ということでございます。

いかなる基準と判断に基づいて特利の適用を行なうかというお話でございます。これにつきましては、やはり、日本経済全体から見まして、その事の重要性あるいは国際競争力の関係等々を見まして判断をいたすわけでございす。ことに、なかんずく外航船舶に対する特利適用のごときは、OECD対策等でも先生御高承のこと、いわゆる日本の海運の国際競争力を強める、貿易外收支改善対策、実はこういう大義名分がございまして、外国の船との競争におくれをとらないために金利負担の軽減をはかる必要があるということから特利にいたしておるわけでございす。同時に、これは国の一般会計におきましてその利子補給という措置があわせとられておることは、御承知のとおりでございます。そのほか、電力につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり公共料金として、主務大臣認可、統制をされております公益事業としての性格上、極力金利負担の軽減をはかるという見地でこれを行なうということでございます。要は、日本経済に占めるその業種の重要性、国際競争との関係等々、内外の諸事情を頭に置きまして定められてくる、共同石油なんかは、ことに外資が入ってくる、これでは困るという中で実は発足したわけでございす。ただ、外国資本から借りると非常に安い金利だ、それに太刀打ちできないという話がある、これを非常に強く出まして、そこで六分五厘ということ、これを新たに定めたわけでございす。

○藤田(高)委員 あとでも詳しく聞きたいのですが、自動車についてはどうですか。四十一年度は融資の対象にはするおつもりなんですか。

○佐竹政府委員 これにつきましては、毎年度開

発銀行等、政府関係金融機関の融資の基準、基本方針が実は閣議決定をされておるわけでござい

ます。従来の閣議決定によりまして、自動車工業に

対する融資の基準をいたしまして二つの点をあげ

ております。量産体制の確立によって相当な部分

を輸出に向け得ることが明らかな場合、これが一

つでございまして。もう一つは、合併、統合等によ

りましてその生産の集約化を行なう、つまり、こ

れによって国際競争力を築き得るというふうな認

められたものという二つの条件があるわけでござ

います。今日まで実はそういう基準に該当する事

例がございまして、融資もおのずから

行なわれなかつたわけでございまして、か

りに四十一年度以降においてだいたいまし申し上げ

ましたような基準に合致する場合が出てくれば、こ

れは閣議決定の方針に従って融資が行なわれる可

能性はあるわけでございまして。ただ、今日のところ

はまだ具体的にどうという問題はここで固まつて

おるわけではございしません。

○藤田(高)委員 事務的な質問は、一応以上で終

わります。

次に、今度の法律改正に関連をするわけですが、

まずその前提としてお伺いいたしたいのは、現在

の開発銀行法の十八条の二によつて、先ほど局長

からも御答弁がありましたように、自己資本金の

二倍とか三倍とかという貸し付けあるいは借り入

れの制限ワクがあるわけですが、こういう資本金

を土台にして、その借り入れ、貸し出しの制限ワ

クを設けた理論的な根拠はどこにあるのか、これ

をひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○佐竹政府委員 この点は、一つには、金融機関

としての健全性の維持ということにございましてし

ょう。さらには、開発銀行設立の本来の趣旨に立ち

戻りますと、先ほど申し上げましたように、民間

金融によりがたいものにつきこれを補充し、ある

いは補助という従の立場である、したがって、その

活動についても、おのずから、みずから秩序を保

つ必要がある、この二点が、基本的な考え方であ

る、かように思ひます。

○藤田(高)委員 私は、ちよつといまの説明では

理解できないわけですが、いわゆる開発銀行の性

格からいって、最初は、先ほどの経過の説明の中

にもありましたように、その貸し出しあるいは借

り入れの規制ワクというものは設けてなかつた。

その後、漸次、二倍、三倍、あるいは今回のよう

に三倍、四倍というに漸増をしてきておるわけで

すけれども、この十八条の趣旨というものは、あく

までも出資金と申しますが、資本金といふことが、

そういうものが基本になつて貸し出しのワクを規

制をしていく、あるいは借り入れのワクというも

ののおのずから規制をしていくというのが土台で

すから、業務内容が拡大をするということ、そ

の資金量のワクをふやさなければならぬというこ

とになれば、基本を、自己資本、出資金というも

のに置いておる以上、その倍率をふやすのではな

くて、資本金をそれ自体をふやすことのほうが、も

のの筋として正しいのではないだろうか。なぜ資

本金を増大するという方策をとらないで、倍率だ

けをいじつて改正をするのか、その理由を聞か

してもらいたいと思ひます。

○佐竹政府委員 お答えいたします前に、ちよつ

とお断わり申し上げておきますが、先ほどの私の

説明のことは多少足りなかつたのかも知れませ

んが、設立当初は、借り入れも債券発行も実は許

されていませんでした。したがって、これに對

する倍率規制の規定はない、こう申し上げたわけ

でござい

ます。

そこで、おっしゃる通りに、やはり資本というも

のが基礎になるわけでございまして、確かに藤

田先生御指摘のような面が私もあると思ひます。

しかしながら、全く貸し付け原資がその資本金だ

けに限られる必要があるということになりますと、

そこはやはり金融機関の健全性維持という観点か

ら見ますと、必ずしも制限をそこにとどめる必要

はないんじゃないか、ある程度の借り入れという

ものが行なわれなくても、それがその金融機関の

健全性を阻害しないということが明らかである場

合には、そこは許されてしかるべきものではない

か、かように思ひます。

○藤田(高)委員 私は、理屈とこう案はどこに

もつくといふことを、いまの答弁を聞いて、だれ

がそういうことを言つたか知りませんが、だれ

ほんとうにいまの答弁に当てはまるような気がす

るわけですか。やはり開発銀行の十八条の二項の趣

旨は、先ほど申し上げたとおり、自己資本が中心

になつて、その借り入れ、貸し出しのワクを規制

するといふことになつておるのですから、やはり

その業務内容が増大をして、その資金量のワクを

ふやさなければいかぬといふことであれば、無制

限とはいへませんけれども、なしくずし的に倍率

をふやしていくというのではなくて、その必要が

あれば、資本金にまず手を付けていくといふこと

が本来的な改正の方法でなければならぬと思ひわ

けですが、私も、そういう意味からいくと、この

たびの改正は、その限界をどこに設けるかといふ

専門的なことについてはいろいろ議論があろうか

と思ひますけれども、少なくとも立法の趣旨から

いって、今回の改正といふものは、前回に準じて、

なしくずし的に、いわば便宜主義の立場といいま

すか、いま少しきつて言へば、このものの考え方

としては、さか立ちしたものの考え方の上に立つ

てなされてゐるのではないか。いま少し厳格に言

へば、この十八条二項の趣旨に反する改正の方向

ではないかと私は思ひますが、その点につい

ての見解を聞かしてもらいたい。

○佐竹政府委員 結論的に申し上げますと、十八条二

項の趣旨には反しないといふふうに解しておりま

す。ただ、先生おっしゃいますように、やはり、

まずもつて資本を拡充すべきではないか、出資を

ふやすべきではないか、これは、私正論だと思ひ

ます。私も実はそういうふうなことであれば一番

よろしいと思ひます。思ひますけれども、そうか

といつて、それ以外に全然道がないか、それをや

らずに借り入れをふやしたら、その法律に違反す

るかといふことになりまして、決してそういうこ

とではございせん。というのは、現に、開発銀

行の資本金は、御承知のように二千三百四十億

円という非常な巨額なものに今日達しております。

現在の起債総額、負債総額を見ましても、大体

一兆円の規模でございまして、それに対して二

三、四分の一に近い実は資本金を擁しておる、

そのほかに法定準備金等による内部留保等を積

み上げてまいりますと、かれこれ三割近い準備が

あるわけでございまして。そういう意味から言いま

すと、きわめて健全な姿である、したがって、で

き得べくんば、出資をふやすことが望ましいこと

は、私も全く先生と同感でございまして、けれども、た

だ問題は、やはりそこになりますと、そのときど

きの財政事情等もございまして、必ずしもそこ

で出資がそれだけでできないといふこともあり得る

わけでございまして。そういうようなこともいろいろ

考へまして、健全性を阻害しない範囲内におい

て倍率拡大といふことは決して法律に違反するも

のではない、かように考えなわけでございます。

○藤田(高)委員 いまの答弁によりまして、健全

性を阻害しない範囲内においては、今回の改正に類

したような改正方法をとることもこの法の趣旨に

反してないし、いわば今後ともあり得るというよ

うなお話ですが、それでは、現在の開発銀行の資本金

は二千三百四十億ですか、一応資本金を二千三百

四十億と見た場合に、健全性を維持できるかどうか

かという大体の限界といふものは、それではどう

いうところに目標を置かれてゐるのか、この点を

一つお尋ねすると同時に、いま一つは、本来的

な法改正の方向としては、私が主張いたしてお

りますような線に沿つて改正することが望ましい、

しかし、健全性を阻害しない範囲内においては、

財政事情その他の理由から今回改正もやむを得な

いのだ、こういうような答弁だつたと思ひます。

それで、あえて言へば、今回こういう方向で改正

せざるを得ないのは、具体的には財政事情だとい

うふうに理解してよろしいのかどうか、そういう

九

ことであれば、いまだし財政事情というものの具
体的な理由は何か、これを詰めた形で答弁を願
たいのです。

○佐竹政府委員 もちろん財政事情ということも
ございいます。しかし、それだけでないことは、先
ほど申し上げましたとおりでございまして、健全
性を害しないということを常に念頭に置かなけれ
ばなりません。そこで、ただいま先生お尋ねの
しからば一体、今日の自己資本を前提として、健
全性を阻害しない限界はいかん、こういうこと
でございいます。これは、今日の段階におきましては、
今回御審議いただいておりますこの改正法案とい
う点につきましては健全性を阻害するものでない、
かように考えておられるということをお願いするに
とどめさせていただきます。将来のことは、将来
一体貸し出しがどういふふうになるのか、これは
また今後の情勢を見ないと何とも申せません。少
なくとも、今日の段階において三倍を四倍に拡大
することについては、いささかの危険はないとい
うことを申し上げたいと思います。

○藤田(高)委員 私の質問をちょっとはぐらかし
たと思うのです。何も将来のことじゃなくてい
いのです。それでは、今日の経済情勢下の中で、金融
情勢の中で健全性を維持できる範囲の倍率とい
うものは、最大どれくらいまで広げていいのか。
これはやはり、一つの定見がなければ、こうい
った改正はできないと思うのです。そういう点に
ついて、見解を聞かしてもらいたいと思います。

○佐竹政府委員 御指摘のような点、確かにいろ
いろ考え方があろうかと思ひます。私も私ども
もなりにいろいろ考えておられるところもござい
ますけれども、今日御審議いただいておりますのは、実
は三倍を四倍に上げることでございます。実
はそれを四倍に上げるといふことは、少し健全性
を害しないというところを繰り返し申し上げるわけ
でございます。

○藤田(高)委員 そんなことはわかっておるの
です。そんなことは、質問する限りにおいて、あ
るいは質問しなくても、法律が出されたらその内

容はどういうものか、これはわかっておるの
です。どうもいまの局長の答弁を聞いておると、
失敬な言い方だけれども、法律の改正のやり方に
ついて、非常に便宜主義的な、極端にいえば、
何らの定見もなしに、三十八年に改正をしたから
ことしは資金量というか、業務内容が、あつても
触れまされども、いわば総花的なワクを拡大し
ていく、そういう方向で資金量がふえるので、そ
のワクをふやさざるを得ない、その手段としては
倍率をふやせばいいじゃないか、こういうよう
な考え方でやっておられるように——それは大蔵省の
えらい人がやるのですから、私は、もつと定見の
ある改正をやられておられるのだけれども、い
まの答弁を聞いておられる範囲では、遺憾ながらその
ようにしか理解できない。ですから、私の質問し
ておられることは、それでは、今日の情勢の中で健全
性を阻害しないという限界は、一つのめどだった
らめどとしてどの程度までいいのか、これくらい
のことは当然大蔵当局としても、あるいは開銀当
局としても十分検討された上でこの種の改正がな
されておられると思うので、そういうものについて聞
かしてもらいたい。

○佐竹政府委員 先生のおっしゃること、よくわ
かるのでございしますが、ただこれは、かりにそれ
じゃ五倍、六倍ということをお願いしたとして
も、それだけ、いわば融資のワクというものの許
容限度が非常に広がるわけですね。ということ
は、つまり、四十二年以降に開ける今後の開発
銀行の業務運営というものがどういふ形に推移
したか、これをやはり十分見きわめないと、
一体どこまで活動範囲というものをあらかじめ定
めておくべきかというものは、実は非常にむずかし
い問題でございします。むしろ、私の申し上げるこ
とは、逆に言えば、実は、非常に国会の御審議を
御尊重申し上げた法案の出し方だと思ひるのでござ
います。つまり、必要最少限度に近いところのぎ
りぎりのところで、それは理論的にはもつと安全
度は上かもしませんが、倍率はもつと上げてい
いかもしませんが、それは、将来におけ

る開銀の活動というものをいまにわかに予断でき
ないという状況でございしますから、最小限度のと
ころで御審議をいただくと同時に、先ほど先生も
御指摘のように、つまり、出資を拡大するのが本
筋じゃないか、こういうお話もございします。私
ども確かにそういう面があると思ひます。私
どもの、そういうこともいろいろ考え合わせま
して、この際、いわば必要最少限度のところ、し
かも不安のない形で御審議をいただいていくとい
うことで実は参つておるわけでございます。

○藤田(高)委員 ちょっと理解できないのです
が、最小限度のところを改正をしたということ
は、逆に言うと、この倍率を四倍に引き上げまし
たが、これは今日の開銀の業務内容から言えば、
いわゆる健全性を阻害しない、ある意味において
は最大のものだ、一つの限界的なものだ、こうい
うふうに理解してよろしいのかどうか。この点に
ついては、ひとつ局長から再度御答弁願ふと同時
に、大臣の見解も聞かしてもらいたいと思ひます。

○佐竹政府委員 大臣のお答えになります前に
ちょっと補足いたします。これが、今日の段階
において、理論的にも実際的にももう危険のない
最大限度、マキシマムであるかというお尋ねで
ございします。これは、私はマキシマムだと思ひま
せん。しかし、これは先ほど申し上げたようなこ
とで、片一方の貸し付けの規模というもののに
らみ合いにおいてこの段階にとどめておくとい
うことであります。

○福田(赴)國務大臣 資本金と債券の關係です
ね。これは、いま局長が申し上げたとおりに私も
思ひますが、もう一つは、運用利率の問題も考
える必要があると思ひます。債券を発行したし
ますれば、どうしても債券のコストというものは
高い。したがって、その運用利率というものが高
くならざるを得ないわけでありまして。資本金を充
実すれば、それだけ利率を下げ得るわけでありま
すから、その辺にもらみ合わせなければならぬ問
題だと思ひます。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

いま債券発行の限度、倍率の限度はどうだとい
うお話でございします。これは私は、相当高くなるこ
とが可能である、こういうふうに考えます。たと
えば、昔、満鉄というのがありましたね。あれな
んか何倍の社債を発行しておったか、これは相当
の倍率のものを発行しておったと思ひます。相
当の倍率の発行が開発銀行においても許される、
こういうふうに思ひますが、しかし、やはり必要
最小限度にとどめておくことがいい、その銀行運営
のスケールについて、なるべく国会にも見ていた
だいたほうがよろしく、こういうようなことで必
要最小限度にとどめる。しかし同時に、先ほど申
し上げましたように、資本金との關係は、運用利
率の点、それから、そういう一般財政に余裕が
ございすれば、そういうことを考えたほうがいい、
こういう御議論もよくわかりますが、これは全体
の財政や、あるいは銀行運営の規模、そういうもの
のからそのときどきの判断でやっていかなければ
ならぬと思ひます。

○藤田(高)委員 大臣の答弁の趣旨からい
ますと、やはり、本来的には資本金、資金ワクを拡大
して運用しなければいけません、そういう必要條件が
生じたときは資本金をふやして資本金ワクの増
大にこたえていく、これが筋だといふふうに言わ
れたと思ひます。これは、私も二、三金融専門
家にもいろいろ意見も聞いてみましたけれども、
本来そうあるべきだといふふうに、私の聞いた範
囲の人はみんな言われるわけですね。ちよつとど
いふようですけれども、本来的にはそのほうが望ま
しいといふことがわかっておりながら、なぜ今回
こういう倍率で操作をするような改正にしたの
か、この点、ひとつ最終的に大臣の見解を聞か
していただきたいと思います。

○福田(赴)國務大臣 資本金の増加によりま
すか、あるいは債券の発行を拡大するといふ方法に
よりますか、それは銀行運営の内容に着目しなけ
ればならぬと思ひます。ただいま申し上げまし
たように、運用利率が、債券発行に依存をする
という結果、高くなつて、開発銀行の使命というも

のにそぐわないというような状態におきましては、私は、一般会計からの補給について考えなければならぬと思ひます。思ひますが、ただいまの段階ではそこまでの状態ではない、そういうようなことから判断いたしました。債券の倍率を拡大するという方法を選んだわけですから、債券の倍率につきましては、私は、もっと拡大することが可能であるというふうに考えますが、必要最小限のものを、措置を講じまして御審議をいただくというほうが、むしろ民主的なやり方である、こういうふうに判断したわけでありました。

○藤田(高)委員 この点については、最終的なための詰んだ形の結論を得ることができませんが、本来的な方向としては、こういう状態が起こった場合には、出資金といいますが、自己資本金といいますが、そういうものに手をつけた改正のほうに望ましいのではなからうかという方向が、銀行局長の答弁にもありました、そういうものだというふうに、これはあとの質問の時間にも関連します、一応そういう理解で次へ進みたいと思ひます。

今度の改正案の内容を見ますと、先ほど大臣の答弁にもありましたが、いわゆる開銀自身の業務内容が増大する、その内容は、改正の具体的な条件の中にも出ておりますように、貸し付けの限度額が、現在の条件でいけば一兆一千八百八十億円だ、それが四十一年度末の貸し付け残高を見込んでみると、一兆二千八百三十八億円ですか、その程度になる。結局、その間の差額の九百五十八億円程度が資金不足をするので、倍率を改正して一兆四千何百億円の貸し出しワクというものをつくらなければならぬのだというものが、ごく大ざっぱにいうと、私は今度の改正の具体的な内容だろろうと思ひます。そこで私は、先ほど冒頭の答弁にもありましたが、設立以来開銀が主として融資をしてきたいわば大口融資先といいますが、それは四大基幹産業といわれた電力、海運、石炭、そして鉄鋼、こういうものが中心だと思ひます。私自身不勉強で、具体的な数字にはうといかもわ

かりませんが、一般的には、たとえばこの四大基幹産業のうち、電力については、一つの例で、いまから十年前の九電力会社の総工事資金の中に占める開銀の比重といふものはどのくらいであったか、それは約一割程度だった。それがごく最近の三十九年度の実績からいけば、もう五割程度に減つておる。これは電力の場合です。いわば開銀が設立してから一番力点を置いた産業の電力が、ういう状態であるし、鉄鋼の場合は、四十年年度の三月末の残高については約五百億円の程度ありますけれども、新規事業に関する貸し出しというものはほとんどないというふうに私も理解をしております。そうすると、過去の四つの基幹産業のうち二つまでがほとんど融資の必要がないといつたらなんですか、利用度が薄くなつてきておる、こういう条件、さらには、これは一般的な条件ですが、今日の不況の性格からいって非常に設備が過剰になつておる。そして、鉄にしてみても、設備はセメントにしても、合成繊維にしてもあるいは綿関係にしても、勧告調整をしたりあるいは自主規制、いろいろ方法には若干の違いはありましようけれども、設備投資の抑制の方向といふものをとらざるを得ない。少なくとも、一般的には設備投資の抑制の方向が生まれてきておると思ひます。そうすると、開銀融資の性格からいって、これらの基幹産業に対する設備投資の資金の量的補充といふような役割りを果たしてきた開銀自身の性格が、そういう一般的な今日置かれておる条件の中で判断をした場合には、その資金ワクの増大といふものは、私が指摘をしたような条件を加味した場合には、これはそのワクをふやすということにはならぬのじゃないか。むしろ、現状の資金金及び現行規定による倍率程度で運用は十分可能ではないだろうか。そのワクを広げるといふことになれば、新たな融資産業といふか、そういう今日まで果たしてきた開銀の性格の、極端にいえば、ワクを越えた形の業務内容、融資ワクの拡大といふものが発生しない限り、今回のような法改正の必要がないのじゃないか、このように思ひます。

ですが、その点についての見解はどうでしょうか。○佐竹政府委員 確かに御指摘のような傾向があるわけですが、まさに電力は漸減傾向でございまして、それから鉄鋼については、もう数年前から融資が行なわれてない。ただ、ここで非常に問題になつてまいりましたが、実は海運でございまして。海運はOEC D対策以来、実は急速にふえてきております。端的に一例を申し上げますと、来年度の貸し付け計画上、約二千億円で申し出ておりますが、その二千億円の中で海運関係が約八百億円出ることになっております。本年度においても九百億円近いものが出る。ここが実は四大重点産業の中でも非常に大きな変化でございまして、電力並びに鉄鋼のそういう減退傾向といふものを相殺して、なおかつ余力があるようなふえ方でございます。それから意味から申しまして、先ほど開銀総裁からもお話がございましたように、四大重点産業に対する融資残高の比率といふものは、確かに設立当時から見ますと低下しておりますけれども、今日でも依然として五〇%から六〇%という形にある。問題は、やはり海運の今後のあり方いかんということ、これは非常に重大な関係があるかと思ひます。

さらに一言申し添えますと、そういう四大重点産業のほかに、先生も御承知のように、やはり開銀融資といふものも、世の移り変わりとともにいろいろ新しい変化が出てござるを得ません。先ほど来出ておりましたような、たとえば石油の問題とかあるいは公害防止とか、そういうようなことは従来あまり行なわれていなかった、こういうものがやはり一つのニューフェースとしてどううしても取り上げていかざるを得ない非常に重要な部門だと思ひます。つまり、そういう新たな新しい重点部門といふものが台頭してきておる、こういう事情もやはり見落とすわけにはまいらぬのじゃないか、そういうことをいろいろ考えますと、確かに先生御指摘のように、十年前、一ころのごとき勢いで開銀融資が非常に大幅に伸びていくということは、これは確かにあまりないかと思ひますけれども、さればといって、現在の倍率の中で、いつてみれば、つまり回収金の範囲内でもって運用していけば足るという事態では、実は必ずしもない。そこに私もいろいろ悩みがあるわけですが、この点は、今後の海運その他、新しいそういう産業といふものの動きがどうなるか、それによつてきまつてくる問題ではなからうか、かように思ひます。

○藤田(高)委員 この資金量のワクを拡大する理由は、ごく抽象的には業務内容の増大ということになっておりますけれども、いまだ少し碎いて検討してみますと、ごく抽象的な言い方ですけれども、過去十何年間開銀運営としてやつてきたそういう開銀の性格から一歩進めたといひますか、ワクについて、開銀の性格を越えた形の、たとえば、体制融資的な方向に足を踏み入れるために、資金量といふものが四十一年度を境にして増大を遂げていく、そういう見通し、また、そういう条件を考慮して、今日この法の改正をやつておるのではないだろうか。

いま一つは、先ほど佐藤委員も質問をいたしました、一般的に金利がずつと下がつてきた、市中金利の中金利も下がつてきた。こういう市中金利とのかね合いにおいて、開銀の金利も引き下げぬことには、開銀の融資といふもののありがたさといひます、効果といふものが非常に少ない。さすれば、金利を引き下げて一定の収益性をあげるということになれば、その貸し出しの資金量といふものは増大せざるを得ない、こういう理由が主たる理由となつて今度のような改正になつてきたのじゃないか、このように私は考えるのですが、その点はどうでしょうか。

それといふ一つ、これは参考までに聞いておきたいのですが、国債発行に関連をして、開銀が国債を引き受けるようなワクといふものは、部分的にもないのかどうか、これもひとつ参考までに聞かしてはしいと思ひます。

○佐竹政府委員 第一の点でございますが、体制金融等の拡大に備えて今回の改正を行なうのでは

第一類第五号 大蔵委員会議録第十六号 昭和四十一年三月二日

なかろうか、こういう御指摘でございます。その点は、実は全くさうなことは考えておりません。と申しますのは、金額でござらんになりましてもおわかりになりますように、いわゆる体制金融と称するものは、四十一年度におきまして七十五億圓、これは四十年度が五十億圓と先ほど申し上げました。それに対して、二十五億圓の増という程度のものでございます。それよりも大きなものは、先ほど申した海運の關係で約八百億圓、これがまあ非常に大きな要因になっております。したがって、そういう産業体制整備といったようなものために開発銀行の融資ワキを拡大するということは考えておりませんし、事実また、これは本来市中金融の問題であらう、市中金融の問題でございまして、市中金融がどうしてもついていかない、いろいろ将来のリスクがあるとか、あるいは新技術その他のためになかなか市中が手を出せない、しかし、一方において、国策としてはそういうものはどうしても推進しなければならぬ、そういうものについて開発銀行というものが機能するわけでございますから、そういう意味で、市中金融が十分ついてくるようなところについて開発銀行の融資を考へる余地はないわけでございます。

金利は、先ほど来申し上げておりますように、市中の長期貸し出し金利、これが国際的にはやはり割り高である、これも極力引き下げの努力をしていかなければならぬということで、昨今の金融経済情勢を背景にいたしまして、一月以来市中の貸し出し金利についても引き下げの努力が行なわれておるわけでございますが、開発銀行金利についても、当然やはり市中金利の動きというものをにらみ合わせてこれを引き下げてまいらうというところとございまして、一般的に金利政策全体としての問題としてこれは取り上げられておるわけでございます。特にそういう金利を下げなければ借り手が無い、特利でも出さなければなかなか借り手が無い、だから特利の範囲を拡大しようというような考え方というのは、私どもには実はござい

ません。それから最後に、国債発行の場合に、開発銀行の国債引き受けということがあるのかというお話でございまして、そのようなことは、全く予定いたしておりません。

○藤田(高)委員 過去の法律改正の経緯を冒頭聞いたのですが、三十三年から四十一年まででこれの三回改正するわけですが、その間の刻みは約三年刻みくらいになっておるわけですね。いま局長の答弁では、体制融資的な方向には考えてないのだ、こういうことなんです、私は、なるほど今度の四十一年度の計画からいけば、海運のワキがふえたというふうに理解をしますけれども、部分的には体制融資的な方向、その地ならしの方向に開発銀行が一部向きつつあるのじゃないか。これはあとで私は私なりに判断しておることを申し上げますが、こういうふうに向いておると思うのです。いまこの法律の改正をすれば、過去の刻みからいっても、まあまあ三年くらいは改正はすまいだらう、そう朝令暮改的なことはやめぬだらう、こういうふうに想定をすれば、向こう三年間くらいの間体制融資的なものには手をつけられないのかどうか、このこともひとつお聞かせいただいでおかなければいかぬと思うのです。

○佐竹政府委員 私が申し上げましたのは、そういう体制金融というものが、いわば大きな主導力になって開発銀行が拡大していくということではないと申し上げたわけでございます。先ほど四十年度のワキが五十億圓、四十一年度は七十五億圓と申しました。わずか二十五億圓ではございますけれども、それはふえております。そういう意味においては、確かに先生御指摘のように、体制金融というものの対するいわば芽が出たと申しますか、芽が出始めていることは事実でございます。しかし、これは今後どういうふうに運営されるべきかというところは、これまたおのずから非常に慎重に取り扱わなければならぬ問題でございまして、決してそういうものをただひやみに拡大すればいいというふうな安易な気持ちは毛頭ございません。さ

ようなことを先ほど申し上げたわけでございます。

○藤田(高)委員 私は、日本開発銀行業務報告書の、これは何年度版というのですか、第十四事業年度、昭和三十九年四月一日から四十三年三月三十一日までの業務報告書の中の「業務活動の大要」といふ、いわば一番最近の開発銀行自身の業務活動の概観、それから、一四ページの三十九年度における開発銀行自身の業務運営方針、運用の基本方針、こういうところを見ますと、いまの佐竹局長の答弁は、どうも私は、これもえらい失礼だけれども、便宜的な答弁にしか聞こえない。というのは、開発銀行の報告書を見ますと、四ページにはこう書いておる。「わが国は開放経済体制へ移行しているが、①国際競争力強化のための産業構造高度化と国内産業体制の整備、②国際収支改善、③エネルギー・輸送力・産業関連施設等産業基盤の充実強化、④地域開発」こういう方向に、いわゆる開発銀行の融資は今後ますます重要になるであらうというところを書いておられます。そしてまた、十四ページにはこの運用の基本方針として、大体先ほど読み上げたことに類するわけでありますが、「国際競争力強化のための産業構造の高度化、近代化と国内産業体制の整備、合理化」こういうことが(2)の中にあげられておる。これは全般的に見てみますと、やはり開発銀行の業務運営の方向というものは、現実には体制融資の方向を向いてきておると私は思うのです。それは、なるほど今日段階においては額は少ないかも知れぬけれども、そういう方向を向いてきておる。したがって、先ほどの過去の法改正の年度のきざみではないで、すけれども、一応今度改正をすれば、この法律が向こう三四年くらい続くとすれば、その間において――私は、そういう体制融資の方向をとれと言っておるのじゃないのです。これは誤解してもらうては困りますが、少なくとも開発銀行はそういう方向を向きつつあるんじゃないか、それで、また大蔵省の方向としても、そういう方向をとりつつあることについては是認をしておるのじゃない

か、しかも、この業務報告書等から判断できることは、具体的にそういう方向を明示しておるじゃないか、そういう点からいけば、この体制融資の方向というものの、さらに強い形で開発銀行の融資方向というものが向いていくような判断ができるのであります。その点についてはどうでしようか。この点は、ひとつ、局長からだけでなく、せっかく開発銀行の總裁もおいでの方です、大臣もせっかくお忙しいところを出席されておるわけですから、こういう基本的な問題については、それぞれ見解を聞かしてもらいたいと思うのです。

○佐竹政府委員 御指摘のような点、先ほどから私も申し上げておりますように、そういう体制金融の存在していることを否定しておるわけじゃないわけではあります。ただ問題は、開発銀行本来の、つまり設立の趣旨、これはもう先生十分御承知のように、民間金融の補完機関である、こういうことは少しも変わっておらぬ、そういうことを十分腹におさめまして、そして、開発銀行として本来定められた役割の範囲内において、その産業体制の整備、産業構造の高度化に向かって協力すべきことは、これは当然のことでございます。ただ、私は、それが先生のおっしゃるような急激なことになるというところはあるまいということを申し上げただけでございます。もし誤解がございましたら、どうぞ御了承をいただきたいと思ひます。

○平田説明員 ただいま銀行局長からる説明のありましたところ、私も別に見解の違いがあるわけじゃないと、私どもも別に見解の違いがあるわけじゃないと、ここに書いておるものは、先ほど銀行局長から話がありましたように、開発銀行の融資方向につきましては、年々二ページの方針が閣議了解のもとに決定されまして、それを示達を受けまして、その方針に従ひまして私ども融資活動をいたしておるような次第でございます。その点、誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。

○福田(赳)国務大臣 開発銀行の融資目的は、私は、ずっとそのときどきの情勢で変遷があると思ひま

す。これは、創立当初は復興金融庫の仕事を引き受けたわけであり、この色彩が相当濃厚であつたわけであり、先ほどもお話をありましたが、四大産業というよりなところに集中されておつたわけ、それが、そういう使命が全然なくなつたかという、そうでもない。たとえば電力とか、鉄鋼とか、石炭とか、こういうようなものをとつてみますときに、まあ、自立経営ができるようにはなつてきておりますが、なお国際競争という点等を考える場合において、そういう特殊な政府金融を使うということが必要であるという場面も出てきたわけです。同時に、その後国の大きな課題となつておりますのは、これは地方開発だと思つて、開発銀行が地方開発の一つの牽引力として働かなければならぬという使命も出てきておるわけです。そこへもつていって、さらに海運問題、そういう問題も出てきておる。そういうことから、事業量は、当初復金から引き継いだころに比べますと、性格が非常に変わつてきてはおるのだけれども、また、性格が変わつたから、自然融資ワークは縮小さるべきじゃないかという見方ですね。それは、私はそういう見方があり得ると思つて、私もしつちゅうそういう疑問を掲げるのです。開発銀行ももうだいたい使命を終つてきておるんじゃないかというのを考えます。ところが、たとえば、石炭だとかいうような問題がほかと出てくる、また、海運というような問題が出てくる、そういうようなことで、国家金融が介入する余地というものがまたふえる場面が出てくるわけであり、そういうようなことから資金ワークの拡大というふうなものが必要とされ、それから開銀の使命というものもそのときどきの状況に応じて伸び縮みがある、こういうふうな御理解願ひたいのであります。

○藤田(高)委員 今日段階といふか、今日の情勢の中では、開銀をしてどういふ方向の政府金融機関としての使命というか、役割りを果たしていくかというところについての考え方はわかりましたが、ただ、最近これは新聞の切り抜きではない

ですけれども、こういう大きな見出しがあつて、これはごらんになられたらうと思つて、通産省あたりが、いわば開銀の使命は一応終わった、したがつて、開銀自身をして体制金融のいわば中心に据えていくのだ、こういう考え方が、開銀の改組問題として、少なくとも新聞あたりではかなり大きく取り上げられておるわけなんです。これはひとつ将来の見通しを含めてお尋ねいたしておきたいのですが、この新聞報道ではありませんけれども、この開銀の業務の中に、民間企業への出資あるいは株式の取得、こういうものまで開銀業務の中に加えるというふうな構想が、少なくとも政府機関の中ではあるわけですから、そういう構想に対する開銀自身の当局者の見解、大蔵省の大臣の見解というふうなものを聞きたい。また、今日の開銀をしてそういう業務をやらすということになれば、これは私は、現行の法律自身を目的から改正しなければいかぬという問題が起つてくるだらうと思つて、その現行の開銀をして、いま私が指摘したような、通産省あたりが強く提唱をしておるようなことができないとすれば、これは俗に言う第二開銀というふうなことも一つの構想として考えられるのではないかと。そのよしあしは、私は時間がありませんので触れませんけれども、政府内部の有力な通産省あたりの見解の中には、そういうものがあるようであり、これに対する大蔵省並びに開銀自身の当局の見解をこの機会に聞いておきたいと思つて、

○佐竹政府委員 ただいまお示しになりました新聞記事、私も新聞では読んでおりますが、通産省方面からは、実はまだ一度もそういう話を聞いておりません。したがつて、通産省がいかなることを考えておられますか、これは、実は私もいまの段階では存知しておらぬわけでございます。ただ、このもの考え方といつたしまして、伝えられるより、そういう開銀銀行が体制金融のいわば中心推進力となつたり、見出しにありますが、そういう自動車、石油等に積極的融資をはかつていくといったようなこと、もしくは民間会社の株式を取得する

というところについては、実はいろいろ問題が多いと思つて、ことに、開銀銀行設立の本来の趣旨というところに立ち戻つてこの問題は考えなければならぬ、かように実は思つておられます。したがつて、何分にも、通産省の考え方は直接聞いておりませんから、とかくの批判は避けませんが、私どもの基本的な考え方としては、あくまで開銀銀行設立の本来の趣旨に立ち戻る、これを一刻も忘れない、こういうことで万事問題を処理していきたいと思つて、

○藤田(高)委員 それでは、私がいま指摘したような考え方、今日の開銀自身の改組発展をやるというふうな考え方は、いわゆる、第二開銀などというものに対する構想についても、大蔵当局は考えていない、このように理解してよろしいかどうか。

それとあわせて、通産省側からはそういう具体的な話は聞いていないということですが、そのことに関連をして、そこまでは相談を受けておらないかもしらないが、開銀自身に、先ほど私が指摘したような体制融資の協力銀行としていわけ手を貸してもらいたい、また、そういう役割りを果たすべきだという相談は、かなり具体的に受けておるのじゃないでしょうか。この点はどうですか。

○佐竹政府委員 この点は、先ほども申し上げましたけれども、昭和三十八年度の財政投融資計画編成の際、自動車工業等に対する体制金融について通産省から話を受けております。そのほか、自動車工業に限らず、特殊鋼でございまして、石油化学についても話がございまして、現に石油化学、特殊鋼については具体的に融資が行なわれておる、これは先生御承知のとおりでございます。

○藤田(高)委員 もう時間がありませんので、あと二つほどにしまして質問をしたいと思います。今日段階においては、体制融資というワークの中に、開銀の融資量といふか、資金量というものは、さして大きくは動いてないで、先ほど私が指摘をした開銀自身の出しておる業務報告書あたりから見ても、この四十一年度あたりを契機に

して、だんだんとそういう方向に融資のワークというものが拡大をしていくのじゃないかと思つて、私は、これがそういう方向に進むということ、たしか一昨年であつたと思つて、例の特定産業振興法が三たび国会に出されて廃案になりましたが、法律は廃案になつたけれども、実際の金融機関の資金運営なり、あるいは通産省の行政指導を通じて、新産業体制というか、特振法体制というか、そういうものが現実には動いておるんじゃないかと思つて、これはいろいろ問題もありましようけれども、あの特振法が廃案になつたときに、私も商工委員会で当時三時間余りいろいろ質問をした一人でありましたが、私どもの立場としては、なるほど、にしの御旗としては、政府側の主張としては、国際競争力の強化という点を非常に強く主張されるわけですが、ひるがえつて考えてみると、この特振法体制というものは、一言にしていへば、やはり寡占体制をつくることになるのだ。まあ、一番早い例が自動車だと思つて、いま日産とプリンスにあつた問題も起つておる、自動車のごときは、もうトヨタと日産に集中する方向が、結果的には生まれてくるのじゃないか。そうすると、集中合併の過程において起り得る労働者に対する資本家の合理化策、あるいはまた、結論として、寡占価格体制というものを維持する条件というものがより強く生まれてきて、そのことが今日の物価上昇の大きな要因に発展をして、そうして、われわれ消費者、国民大衆の立場からいへば、この特振法体制というものの、寡占体制というものは、国民生活の立場からいへば、決してプラスにならない、こういう観点から私どもは反対をしてきたわけであり、そういうワークの中で、政府機関が、政府の開銀であれば、開銀銀行自身がそういうワークの中に入る、そうして、量的補充にもせよ、質的協力にもせよ、重要な片棒をかつぐといふことは、これは開銀自身の方向としては好ましくないのではないか、私はそういうふうに思つて、それに対する見解をお聞かせいただき

たいのと、時間がありませんので、質問点だけ先に申し上げたいと思うのですが、もう一つは、先ほど来から、大体今日段階における開銀融資の方向というものについてわかったような気がするわけですが、特にこれから先、やはり今年度だけでなく、これから向こう三年あるいは五年というふうな一つの長期の展望に立つた開銀自身の運営方針というものも私は必要だと思ふ。そういう観点からいく場合に——なるほど、大臣のほうからも御答弁があったとおり、過去の四つの基幹産業にはどこほができた。しかしながら、海運なり石炭というようなものについては、依然としてこれは開銀の本来の使命を果たさなければいけない分野もある。しかし、それ以外は、今度の法改正でワクがふえますね。そういうワクがふえていく対象になるべきものについて、どういふものを重点的に今後取り上げていくとされていくのか。たとえば、地域開発というようなものを重点的に取り上げていくとするのか、そこらの事情について、考え方について見解を聞かせてもらいたいと思ひます。

私は、先に私の意見を言わしていただきますならば、今日の経済の状態からいって、これは本会議、どの委員会を通じても問題になっているように、やはり今日の経済の大きなひずみを解消するといふところへ焦点を合わせて開銀自身の業務運営もやっていくべきではないか。そういう点からいけば、地域開発というようなものに力点を置いて、住宅とか道路とかいふもの、あるいは上下水道というようなものに力点を置いていく、さらには公害対策、煤煙対策、汚水防止施設、こういうようなものに力点を置いていく、さらには、最近交通事故がひんぱんに起こっているというような事態から見て、交通事故の防止設備というようなものに、いわばおくれた公共部門といひますか、そういうところに開銀融資の焦点を合わせて、力点を置いて——この今年以降の開銀の業務運営といふものはそういうところに力点を置いてやっていくべきではないか。また、今日の現行法でい

開銀の性格からいえば、おくれた産業部門を開発するといふことが目的の第一条の中にうたわれているわけですから、いま私が申し上げたような産業部門、公共部門に力点を置くと同時に、たとえば電子工学といひますか、原子力発電といひますか、こういう未開発分野に対して、この開銀融資の方向というものの、力点というものをそういう方向に向けて、そうして、経済のこういうひずみというか、おくれた部門の開発をやっていくのだというところに努力目標を設定して、開発銀行本来の使命を果たすべきだと思ひますが、そういう点についての見解を、時間がありませんので、私の見解を先に申し上げて、大臣をはじめとする関係者の方々の見解を承りたいと思ひわけであり

○福田(組)国務大臣 ただいま藤田さんのお話、まことにこもつともな事だと思ひます。いま当面の問題は、ひずみの是正ということでありますが、私は、それがすなわち開発銀行が目下当面している最大の任務である、そういうふうに考えるわけであります。全く同感であります。

○藤田(高)委員 それでは、理事のほうからもうはじめ話がございまして、もう一時半になりますからこれで質問を終わりますけれども、実は、いま堀委員のほうから意見がありますように、まだ残余の質問点を幾つか持っておりますので、それらについては、私自身としては留保させていただきます。

○三池委員長 次会は、明後四日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会